

議案第 1 号

富山市廃自動車認定基準の改定について

1. 概要

「富山市の管理する施設に放置された自動車の処理に関する要綱」第 11 条に基づく富山市廃自動車認定基準（以下「認定基準」とする。）において、放置された自動車のうち、ナンバープレートの表示がある原動機付自転車等を対象外とする改定を行うもの。

2. 改定理由

原動機付自転車等については、所有者情報等の目的外利用となるため、市民税担当課から情報が取得できない。このため、令和元年度廃自動車認定審査会においてナンバープレートの表示がある原動機付自転車が、認定基準の「所有者等の所在が不明である。」に該当するか否かの判断ができず認定保留となった。しかしながら、現行の認定基準では、所有者情報等が取得できない車両であっても、他の認定基準に照らせば廃自動車として認定しかねないことから、市民税担当課で所有者情報等を開示できない原動機付自転車等のうちナンバープレートの表示がある車両については、認定基準の対象外とするよう改定を行うもの。

3. 改正案

別紙のとおり。

富山市廃自動車認定基準 (案)

放置されている自動車（正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれている自動車）を廃自動車と認定する基準は、次の1及び2のいずれかに該当する場合とする。ただし、放置されている自動車のうち原動機付自転車及び道路運送車両法施行規則第2条第1項に規定する軽自動車二輪については、ナンバープレートが表示されているものを除く。（改定箇所は赤字の追記部分のみ）

- 1 放置されている自動車の所有者等の廃棄の意思が推定されるものとして、次のうち一つ以上に該当する。
 - ア ナンバープレートが外されている。
 - イ 車台番号が消されている。
 - ウ 抹消登録がなされている。
 - エ 自動車検査証の有効期限が切れて6月以上経過している。
 - オ 所有者等が当該自動車を再び自動車として用いる意思がないことを確認。
 - カ 所有者等の所在が不明である。
 - キ その他特に所有者等の廃棄の意思を推定させる事由がある。

- 2 放置されている自動車の客観的状況からみて、次のうちの二つ以上に該当する。
 - a エンジンの状況（無、破損、腐食）
 - b トランスミッションの状況（無、破損、腐食）
 - c ラジエーターの状況（無、破損、腐食）
 - d タイヤの状況（無、破損）
 - e ハンドルの状況（無、破損）
 - f シートの状況（無、破損）
 - g ガラスや車体回りの破損
 - h 車内へのごみの投棄
 - i 2週間以上管理・使用の形跡なし
 - j 取引価格なし（有価性がない）

（平成15年7月15日制定）

（平成22年11月26日一部改正）

（令和4年 月 日一部改正）